

憲法・教育基本法体制とは？その価値・意義 なぜ、どのようにして—人類が獲得した21世紀づくりの指針

第1回 憲法・教育基本法体制の歴史的な大転換の状況、本質、争点 なぜ、なにを対抗軸とした対決か

04・6・26 (FUP 5P)

1、今日の憲法・教基法状況

—どんな口実で、なにをねらって、どう改悪するか。なぜか。

- ① 戦後のなかのいま。近代史のなかのいま。憲法改正案年表など。
- ② 基本の争点—2大任務をもって登場した危険な保守の本命内閣=小泉内閣
 - 日本の保守的支配層と財界の「切り札」として登場
 - 1) アメリカに追随した軍事大国化
 - 2) グローバル化した日本の大企業本位の社会をつくる構造改革
 - これを新たな段階に引き上げた歴史的「画期」をなす政権

(渡辺治教授が多数の力作のなかで小泉内閣の登場の意味を告発追及してきている。「軍事大国化と新自由主義改革にいかに向かうか?」。「小泉純一郎・石原慎太郎現象の背後にあるものは何か—憲法が試されている時代・NO集団的自衛権」。一連のポリテイク論文など。これらの警告が的中したということでのインタビュー (赤旗日曜版 6/13日号・大揺れ政局と参院選で問われるもの—重要な岐路を論じる)。

- * 朝日・特集「憲法総点検」3回参照。04・2.22 加筆して別掲。
- * また、5月、憲法記念日周辺での各紙特集。とくに読売第3次憲法改正案。
- * 159 通常国会の終期での多国籍軍参加をめぐる論調—戦後初の戦場への軍隊派兵・憲法無視、憲法破りの暴挙への批判論。
- * 「9条の会」発足—憲法9人アピール (大江健三郎、加藤周一、小田実、奥平康弘、井上ひさし、梅原猛、鶴見俊輔、沢地久枝、三木睦子の各氏)
- * 歴史的暴挙=多国籍軍参加への意味と過程。有事体制の00年からの過程を検証。
- * 有事3法案、ついに有事関連7法案の成立—国会、世論無視政治の横行。

2、教育基本法—心の有事体制 (三上満発言)。

- 1) 大日本帝国憲法と教育勅語体制—憲法と教育基本法・担い手づくりは一体で。
- 2) 「君が代」処分問題をめぐって、中野区のPTA会長に校長が辞任を強要。自由化の社会状況
 - 辞職へ (記事参考)。先進国の国歌、国旗の扱い表あり。米国バーネット事件。「愛国心教育」「たくましい日本人」「心のノート」・・・内面の管理体制
 - * 愛知の高校教諭の採点に介入。イラク派遣反対5点、肯定的答案0点にした教師の行為に県教委が介入。
 - * 有事法体制—物言えば唇寒し体制。隣組・国民の監視、告発体制づくりを「公共の福祉」の名でなす体制へ。
 - * 一連の教科書問題。新しい歴史教科書問題。

主な憲法改正案年表・有事体制関連年表

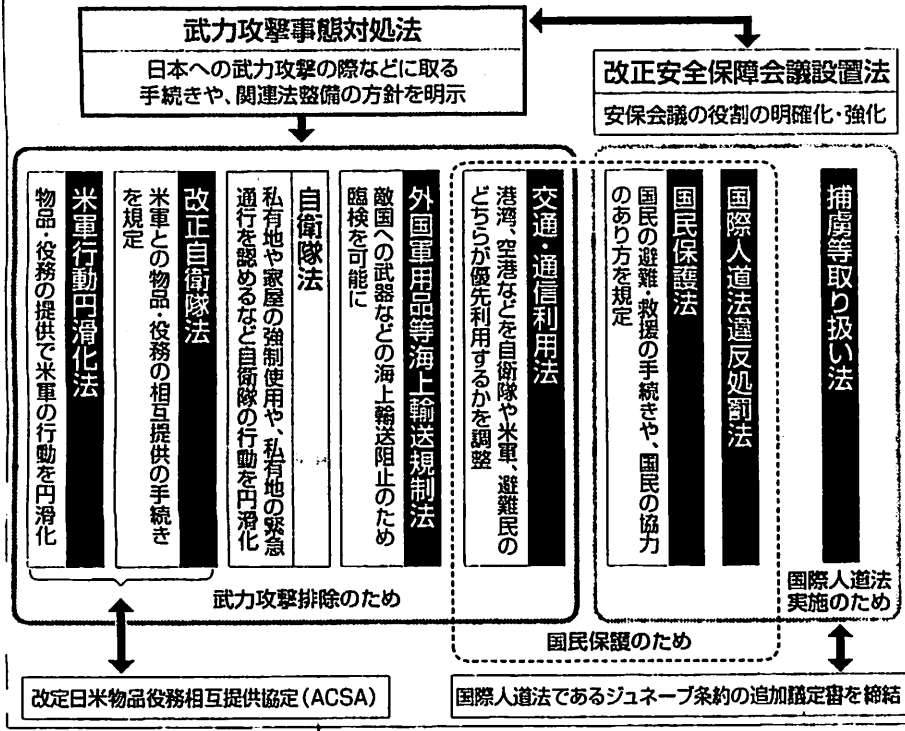
年号後の①②等の数字はその年の改憲案の数。

(憲法改正の争点—資料で読む改憲論の歴史・渡辺治編著より。近年を加えて)

- 1947年 日本国憲法公布 1949 ② 公法研究会、東大憲法研究会
 <憲法改正の第1の波 計17> 1953 ① 渡辺経済研究所 1954 ② 自由党、改進黨憲法調査会 1955 ② 憲法研究会、中曾根康弘「自主憲法のための改正憲法要綱私案」
 1956 ② 自民党憲法調査会、大西国敏 1957 ② 広瀬久忠、弁理士会 1958 ② 自主憲法期成青年同盟、里見岸雄 1961 ① 中曾根康弘 (高度民主主義民定 憲法草案) 1962 ③ 大石義雄、全日本愛国者団体会議 1963 ① 憲法調査会協同意見書。

幹部
教育者
異常な
通しては
見直し
このう
このう

自由化の
社会状況



自民党憲法調査会の「論点整理(案)」(要旨)

自民党の憲法調査会を堅持していくべきである。「憲法改正プロジェクトチーム」(中谷元座長)が提出した「論点整理(案)」の要旨(抜粋)は次の通り。

はじめに 本プロジェクトチームの議論は、結果的に「現憲法の全面刷新(全面改正)」が必要である」という方向性を示すものとなった。

基本的考え方(国家像) 目指すべき国家像は、「品格ある国家」。国と国民の関係をほつきりさせるべきである。そうすることによって、国民の中に自然と愛国心が芽生えてくる。(守るべき価値) 人類普遍の価値を發展させつつ、歴史、伝統、文化に根ざしたわが国固有の価値、すなわち「国柄」とのバランスをとれた健全な常識に基づいたものでなければならぬ。

前文 「国民主権」「基本的人権の尊重」「平和主義」は、今後ともこれを堅持する。

第一章 天皇 象徴天皇制については、今後ともこれを維持するべきものである。

第二章 安全保障 (共通認識) 自衛のための戦力の保持を明記する。(盛り込むべき内容) 個別的・集団的自衛権の行使に関する事項、非常事態全般に関する事項、国際協力(国際貢献)に関する事項(新しい権利)「環境権」(新しい権利)「環境権」に関する規定、「情報開示請求権」や「プライバシー権」、「生命倫理に関する規定」など。(公共の義務(義務)) 家族を扶助する義務、非常事態における国民の協力義務

(見直すべき規定) 政教分離規定を、わが国の歴史と伝統を踏まえたものにするべきである。婚姻・家族における両性平等の規定は家族や共同体の価値を重視する観点から見直すべきである。

国会及び内閣 政治主導の政策決定システムをより徹底させる。現在の二院制についてはそのまま維持すべきではなく、何らかの改編が必要である。

地方自治 いわゆる「道州制」を含めた新しい地方自治の在り方について、その基本的事項を明示させるべきである。

改正 憲法改正の発議の要件である「各議院の総議員の三分の二以上の賛成」を「各議院の総議員の過半数」とし、あるいは各議院において総議員の三分の二以上の賛成が得られた場合には、国民投票を要しないものとする等の緩和策を講ずる。

国家の基本的事項 国旗及び国歌の規定を置くべきだとする意見があった。

1964 ① 憲法調査会報告書。65・2 三矢作戦。
<憲法改正消極の時代> ① 16年間で2つのみ。
1972 ① 自由民主党憲法調査会「憲法改正大綱草案」

高橋成夫
<憲法改正の第2の波 計3>

1981 ① 自主憲法期成議員連盟・自主憲法制定国民会議 1982 ① 自民党憲法調査会
中間報告 1984 ① 中川八洋

85. 中沢隆
91
<憲法改正の第3の波 計21> 改憲ラッシュ。90年代前半の冷戦の終焉、ソ連、東欧の崩壊、中国の自由市場化、これへの攪乱要因には安保理で対処（湾岸戦争）。国連貢献論の改憲（小沢）財界こぞって国連の枠で。米国の世界秩序形成戦略に国連がよく活用できないじたいのなかで、93,94年以降、日米同盟路線への転換、軍事同盟の強化路線の選択。軍事大国化の一連の障害、タブー除去作業（読売1〜小沢改憲も転換へ）。

1991 ① 西部邁。湾岸戦争 1992 pko法 ① 小林節 1993 ③ 自主憲法期成議員同盟・自主憲法制定国民会議、自民党憲法調査会中間報告、日本を守る国民会議

1994 ① 読売新聞 1997・9.23 新ガイドライン

1999 ① 周回事態法——大きな転換。憲法調査会設置法、国旗・国家法成立 ② 小沢一郎、鳩山由紀夫

2000 改憲発議できる国会に憲法調査会設定初 ⑤ 中曽根康弘、読売第二次改正案、日本経済新聞、自由党、自民党橋本派。

「米国と日本・成熟したパートナーシップに向けて」アーミテージ報告(00.10.11) 中国の字を

2001 ③ 日本会議、山崎拓、民主党憲法調査会。森首相(1.31 施政方針演説)有事法制法制化検討開始明言。1955年鳩山内閣以来45年ぶりに小泉内閣が憲法改正を内閣の課題に掲げて登場。9.11 アメリカ同時多発テロ発生。テロ対策特別措置法、自衛隊法改正(153国会) 2002.11.1 衆議院憲法調査会が中間報告公表 12.13 教育基本法改正に関する意見書・経済同友会

2003.4 経済同友会、憲法問題調査会意見書提案。憲法調査会設置以来、経済団体が改憲の包括的提案は初。「資本・人材守れぬ9条」会憲法問題高坂委員長(朝日 5.27)

3.19 イラク戦争(〜5.1)。中教審「教育基本法」改正答申(3.20)

6.6 有事法3法成立、月内施行。戦後初の「戦時事態」対処。7.25 自民党憲法調査会、自衛隊を正式軍隊とする要綱案提出。26 イラク派兵特別措置法成立。

8.25 自民党憲法改正案を小泉首相05年までに。歴史上、首相が改憲案日程を指示は初。05は憲法調査会の最終答申時期。自由民主党結党50周年。

9.17 有事3法の成立をうけ、戦時下の医師、建設、運送業者などの強制動員を定めた政令案をまとめた。テロ特措法延長成立(10.10 国会解散)。新民主党(10.5 11.9 第43総選挙) 自民党と保守新党合併調印(11.14)。11.21 武力攻撃事態に備える国民保護法制の「要旨」決定。

12.9 「イラク人道復興支援特別法に基づく対応措置に関する基本計画」閣議決定

18 イラク実施要項決定。戦後初の戦場へ空自派遣命令 19 ミサイル防衛導入計画決定。武器三原則見直しへ(グローバルな軍事大国、産業の歯止め破棄)。

2004.4.5 以降イラクファルージャで無差別攻撃で住民800人虐殺。

4.7 日本人3人人質事件 4.14 2名人質事件。

5.3 読売新聞、憲法改正2004年試案(第3次案)発表。第57回憲法記念日に読売、産経、日経新聞など、「改憲の機は熟した」のキャンペーン。

5.23 首相訪朝

5.27 イラクで日本人ジャーナリスト2名殺害。経団連「改憲」に向けた方針決定。

6.4 自民党憲法調査会「論点整理案」発表。9条見直し、国民の有事協力義務。

6.5 年金改革関連法成立。国民の8割反対。

6.14 有事関連7法案成立。

6.19 多国籍軍参加を閣議決定。

6.10. 憲法9条の会」発表

6.24 民進党「憲法提言中間報告」

自民が全面改憲たたき台

9条見直し 国民に有事協力義務

自民党憲法調査会の「憲法改正（中）ロケットカー」(中谷元昭)は、国民の改憲案作成のため、秋から改憲案作成の準備作業に着手する。この準備作業は、国民の「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。この「自衛権」は、国民の「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。この「自衛権」は、国民の「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。

「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。この「自衛権」は、国民の「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。この「自衛権」は、国民の「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。

「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。この「自衛権」は、国民の「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。この「自衛権」は、国民の「自衛権」を明瞭にした「9条の見直し」を反映する。

6/4 14

与野の両派、公明党共々、教育基本法の「全面改正」に正式に合意した。教育基本法改悪は、法務省の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。

教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。

教基法改悪 新たな段階に

教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。

教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。

教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。

教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。教育基本法改悪の動きは、新聞記者の取材に答えてきた。

憲法・教基法体制破壊の論理と予定される人間像・社会像

——「公」による個の否定。なぜ、どこにむかって統合するのか。震源地はどこか
——軍事大国、グローバルメガコンペティションに勝ち抜く担い手づくり
人格、人権の空洞化のマインドコントロールを通して愛国、公・国際協調、人的支援に統合

04.8.28

1, 82歳の特攻隊員の自分史との出会い。活動家の元海軍技術少佐の戦争観。絶対的天皇制軍事国がつくった2人の人間像はなぜつくられたか。近代の喪失—個の不在—内面の自由を背骨にした人権、人格不在、批判的精神の極限までの喪失のなかで、自己のアイデンティティーを国家におく。しかもその国家は世界にただ一つの神の国であり天皇の統べる国—国際的孤立、閉鎖社会、民族自決、国家主権の不在のなかで人格を持たない民草・天皇の家来の体制が創造してきた非常に優れた才能にあるる人間像。大日本帝国憲法・教育勅語、治安維持法体制。

関連比較。「企業人の常識から市民の常識へ」・・単身赴任シンガ。暉峻淑子。渡辺、後藤編の一連の著作。企業社会の形成過程と到達点での社会統合、日本資本主義社会の激変がうむ日本型労働支配の激変に伴う労働力像、教育への財界の教育への要求—グローバルなメガコンペティションに勝ち抜く人間像、労働力—学校からの労働力の供給を受けるシステムから、教育界へ財界が労働力への要求をだす仕方への返還が震源地。成果主義が予定する労働像、人間像、個性像。

8月15日、毎日、戦争体験者3,000万人対1億の未体験者の時代に。歴史観、人間像をめぐる対決点。

2, 関連報告

全教の声明—中教審答申と教育基本法

中教審答申「教育基本法の見直し」について答申。03年3月20日

人間力戦略ビジョン—「新しい時代を切り拓く たくましい日本人の育成・画—から自立と創造」

02年8月30日文科省 遠山敦子

「自虐史観」の病理—藤岡信勝

小林よしのり「戦争論」。

新しい歴教科書—この採択を都教委決定。君が代問題と共に大問題。内面支配。なぜ、なにをねらう。

佐賀 浩 国家と教育を考える—教育基本法を考える。

しんぶん赤旗に7月23日から13回連載シリーズ。

同著「新自由主義と教基法「見直し」について

しんぶん赤旗 8月1日 教基法全紙特集—個人尊重、国の教育支配禁止の2本柱の破壊がポイント

3, 各紙報道より

- 愛国心で2表現盛り込み 教育基本法改正協議で与党(共同通信) (6月16日12時59分)
- 愛国心めぐり論議 与党・教基法改正協議会(共同通信) (6月16日5時44分)
- 教育基本法改正明記 自民新綱領を答申(産経新聞) (6月12日3時0分)
- 自民、新綱領原案を了承「新憲法の制定」初明記(共同通信) (6月11日18時40分)
- 一本化に期待—文科相 法案提出は次期通常国会に(共同通信) (6月11日11時6分)
- 「平和のため9条守れ」大江健三郎氏らアピール(共同通信) (6月10日17時40分)
- 「愛国心」明記の方向 宗教教育は現行法踏襲(共同通信) (6月9日20時37分)
- 新憲法制定を初明記 自民委、基本理念の原案了承(産経新聞) (6月9日3時50分)
- 公明、9条堅持を明記 参院選へ独自色の見解(共同通信) (6月8日20時25分)
- 新憲法制定、初めて明記 自民・新綱領原案判明(共同通信) (6月8日2時28分)
- 教基法改正で中間報告へ 愛国心、宗教は両論併記(共同通信) (6月2日21時26分)
- 国家主義教育に危機感／宜野湾市 - 沖縄タイムス (2月7日15時22分)
- 教育基本法 of 精神守ろう 熊本大で子育て交流県民集会 - 熊本日日新聞 (5月25日15時25分)
- 愛国心、公共心など議論 文科省がフォーラム 熊本市 - 熊本日日新聞 (5月19日15時1分)
- 教育基本法「改正」考える 10日、県弁護士会館で討論 - 神戸新聞 (5月2日13時53分)

教育基本法改正問題

注目の情報



転職成功者続出!
byエン・ジャパン

トピックス検索

検索

最新の主なトピックス

台風 29日に西日本上陸の恐れ

過去最大量のコカイン押収
携帯やPHSをなくしたら

シンクロ大差、原因はどこに
長嶋監督、成田で選手出迎え

ハンマー「金」再検査を延長
近鉄撤退も視野に、正式契約

関連トピックス

教育

コラム

一日一言 - 四国新聞
(2004年7月17日)

解説

教育基本法がかわるの? - こどもアサヒ (2003年3月31日)

用語

教育基本法 - こどもアサヒ
教育基本法改正へ - 東奥日報
教育基本法 - 時事用語のABC
教育基本法改正問題 - 西日本新聞

ニュース

- 憲法問題／追悼施設 公明連立か独自色か 自民との「距離感」悩み(産経新聞) (27日3時48分)
- 自治労連の定期大会が始まる 大津市 全国の代議員433人が出席(京都新聞) (23日19時55分)
- 民族教育に活発な意見 - 金永子・名譽教授らシンポ /大阪(毎日新聞) (23日17時6分)
- 公明党 冬柴幹事長留任で調整(産経新聞) (20日4時5分)
- 義務教育改革案 6・3制変更可能 市町村で独自編成(産経新聞) (8日3時13分)
- 自民相次ぐ“大連立”発言 改憲民主を揺さぶり(産経新聞) (7月22日3時1分)
- 民主、比例で第1党 1人区も自民と互角(産経新聞) (7月12日5時0分)
- 【2004参院選】苦戦1人区の支援要請 自民参院幹事長ら創価学会首脳と会談(産経新聞) (7月7日4時17分)
- 「戦争できる体制」に抵抗 文化的拠点「前夜」設立(共同通信) (7月3日18時54分)
- 参院選「51」割れでも退陣せず 首相「政権選択は衆院選」(産経新聞) (6月30日3時55分)
- 退陣論で引き締め躍起 青木氏、年金踏み込まず(共同通信) (6月28日19時13分)
- 参院選スタート「年金」「多国籍軍」争点 来月11日投開票(産経新聞) (6月25日2時32分)
- 「統治機構含まず」は当然 教基法改正で文科相(共同通信) (6月18日12時27分)
- 教育基本法与党改正案、19項目盛り込む 中間報告公表「宗教」などに付帯意見(産経新聞) (6月17日2時56分)
- 「国を愛する」表現 自・公両論を併記 与党教育基本法改正案中間報告(産経新聞) (6月16日15時56分)

もっと見る

社説

- 教育基本法 いま求められるもの - 中国新聞 (2004年6月20日)
- 愛国心評価 心の管理は許されない - 沖縄タイムス (2003年5月7日)
- 教育基本法改正／理念追加の意味が分からない - 山陰中央新報 (2003年4月7日)
- 教育基本法／まだまだ議論が足りない - 神戸新聞 (2003年3月24日)
- 育基本法改正「公」重視の見直しだ - 沖縄タイムス (2003年3月22日)
- 教育基本法見直し 説得力乏しい中教審報告 - 熊本日日新聞 (2002年11月17日)
- 教育基本法見直し 公でなく個の尊厳こそ - 沖縄タイムス (2002年11月16日)
- 教育基本法 欠かせぬ国民的議論 - 中国新聞 (2002年11月16日)
- 見切り発車の中教審報告 - 東奥日報 (2002年11月16日)
- 教育基本法／負の改正なら納得できぬ - 神戸新聞 (2002年11月15日)

<2002年11月16日>

教育基本法見直し

公でなく個人の尊厳こそ

「個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希望する人間の育成を期す」

一九四八年四月一日、米軍支配下の沖縄で初めて作られた「宮古教育基本法」の前文部分。「希求」を「希望」と言い換えた以外は、前年に成立した教育基本法そのものである。

軍政下にあつて本土の基本法は、戦後教育の原点として宮古に続いて八重山、さらに琉球政府の基本法へと受け継がれ、復帰を迎える。

当時、宮古の文教部長だった砂川恵敷は、日本の管轄にあつた宮古測候所の船便という「秘密の活路」を通して手に入れたという。

本土と断絶したなかで、県内の教育者たちもまた軍国主義教育からの脱却と新しい教育の方向を、新しい憲法と基本法に見いだした。「個人の尊厳」と「平和主義」である。

中央教育審議会は「新しい時代を切り開く心豊かでたくましい日本人の育成」のため教育基本法の全面改正を求める中間報告を文部科学相に提出した。

「伝統・文化の尊重、郷土や国を愛する心」や「公共に主体的に参画する意識や態度の涵養(かんよう)」を強調している。

個人の尊厳や平和の希求という現基本法の理念から、愛国心や道徳心を重視する方向への転換にほかならない。

なぜ、転換が必要なのか。報告は現在の社会を否定的にとらえ、論を進める。

「自由と責任、権利と義務、個と公のバランスが欠如し、倫理観が軽視されている」と現状を規定する。

青少年については、「ひ弱になり、凶悪犯罪の増加が懸念され、いじめ、不登校、学級崩壊など深刻な危機に直面している」

現代社会の重い課題には違いない。だがその論法は、大人が子供を一方向的にしかりつけ、責任までも負わそうとしているかに見える。子供たち個々の尊厳を大切にするのはなく、教え導く対象としている。

そこからは、学歴競争社会や管理教育といった教育行政の責任、矛盾は見えてこない。悩み、苦しむ子供の姿はさらに遠い。

「人格の形成」から「日本人の育成」へ変わることが解決策になるのか。基本法の全面改正に結びつく理由は、はっきりしない。

むしろ、一九五六年の清瀬一郎文相が「国に対する忠誠心」が入ってないと批判して以来、自民党が主張してきた「愛国心」の登場ととらえると報告の趣旨は理解できる。政治的な色彩が強い中